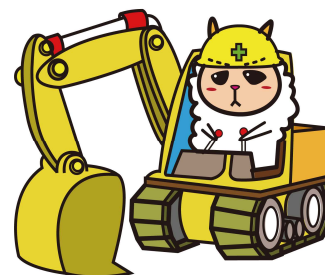


建設業許可を受けている皆様へ

「変更届」は期限内に提出しましょう

事業年度が終了したときや、建設業の許可を受けた内容に変更があったときは、「変更届」を提出する必要があります。



土木部マスコットキャラ「こめゆきくん」

「変更届」の提出期限等について

変更の内容によって、建設業法（第11条）で提出期限が定められていますので、速やかに提出しましょう。

変更内容の例	提出期限
決算変更届（毎事業年度の決算報告等）	事業年度終了後4か月以内
組織の変更などに係るもの（代表者や役員の交代、商号・名称・営業所の所在地や連絡先の変更等）	変更後30日以内
常勤役員等（経營業務の管理責任者等）・専任技術者・使用人の変更などに係るもの	変更後2週間以内
その他	変更後すみやかに提出

※ 詳しくは、下記の県ホームページを参照いただくか、届出提出先の建設業許可窓口までご相談ください。

期限内に「変更届」を提出しないと・・・

- 建設業の営業を継続しているとみなすことができず、許可の更新などに支障が生じる場合があります。
- 建設業法違反で行政指導や監督処分を受ける場合があります。

※ 建設業法では、違反に対する罰則（6か月以下の懲役又は100万円以下の罰金）も規定されています。



〔建設業法違反の例〕

- ・ 毎年の届出が面倒なので、複数期の決算変更届をまとめて提出していた
- ・ 新規で許可を受けた後、営業所を移転したが、変更届をしなかった
- ・ 専任技術者の退職に伴い、他の者を充てたが、届出を失念していた 等

手続きや様式等についてはこちらをご覧ください

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dobokukanri/1356808667189.html>



新潟県

土木部監理課建設業室審査係

TEL：025-280-5387

E-mail：ngt080010@pref.niigata.lg.jp